家畜共済加入の皆様へ

ないものとする。

家畜共済(死亡廃用共済)の期末調整によって発生する共済掛金及び 共済金の差額の税務上の取扱いについて

家畜共済(死亡廃用共済)の期末調整によって発生する共済掛金及び共済金の 差額の所得税法上の取扱いについて、農林水産省と国税庁課税部の協議により 下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

- 1 期末調整によって発生する共済掛金の差額について 期末調整によって発生する共済掛金の返還額又は支払額は、農業共済組合等 から期末調整に係る共済掛金の通知が発出された年分(事業年度分)の総収入 金額(益金)又は必要経費(損金)にそれぞれ計上する。
- 2 期末調整によって発生する共済金の差額について 期末調整によって発生する共済金の返還額又は支払額は、原則として死廃事 故の発生した年分(事業年度分)において処理するものであるが、加入者の事 業規模からみてその金額が多額であると認められない場合には、農業共済組 合等から期末調整に係る共済金の通知が発出された年分(事業年度分)の総収 入金額(益金)又は必要経費(損金)にそれぞれ継続して計上しても差し支え